

五泉市立五泉小学校「いじめ防止基本方針」

1. はじめに

(1) いじめの定義

当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット使用機器を通じて行われるものを含む）であり、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの（いじめ防止対策推進法第2条関係）

(2) いじめ防止等の対策に関する五泉小学校の基本理念

- ・いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目的とする。
- ・全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす、許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるよう対策を講じる。
- ・いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指す。

(3) 教職員のいじめ防止等に関する姿勢

- ・教職員の言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の手立てに細心の注意を払う。
- ・未然防止のため、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規則正しい態度で授業や行事に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

2. いじめの防止等に関する基本的対策 ～学校におけるいじめの防止といじめの早期発見～

児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。また、いじめを早期に発見するため、児童に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。（いじめ防止対策推進法第15・16条関係）

(1) 道徳教育等の充実

- ・学級では、友達と協力して課題を解決する場や人間関係スキルを高める場を設定する。
- ・どの活動においても、自分と違う考え方や見方を認め合いながら、よりよい結論を目指すことを大切にする。

- ・いじめを題材に取り上げ、いじめを許さない心情を深める授業や生命や人権を尊重する意識を高める授業を工夫する。
- ・学校行事、児童会行事では、児童同士が協働したり挑戦したりする活動を取り入れ、達成感や感動、人間関係の深化が得られるように工夫する。

(2) 早期発見のための措置

- ・学校生活アンケート（年3回）、困ったことアンケート（随時）を実施し、その結果を当日中に複数人体制で確認する。
- ・アンケート結果を基に児童一人一人との教育相談（「チャットタイム」）を実施する。
- ・日頃の児童の様子から、少しでも気になる場所があったら、即、管理職に報告・連絡・相談・確認することを教職員間で徹底する。
- ・欠席連続3日での家庭訪問を徹底する。
- ・しぶり傾向の児童に対して早期に支援チームを立ち上げ、組織的に対応を行う。
- ・教育相談の結果や欠席状況等については、結果を一覧にまとめて回覧したり、職員終会で全職員に報告したりして共通理解を図る。
- ・日常的に全校体制でアンテナを高くし、「気になる児童を中心に、児童一人一人に対して全職員で声を掛けること」を徹底する。

(3) 相談体制の整備

- ・学校生活アンケート（年3回）や困ったことアンケート（随時）を実施後に、教育相談（「チャットタイム」）の期間を計画し、児童が安心して担任に相談できる日を設ける。
- ・養護教諭や栄養教諭、事務職員、出張授業者、管理員なども積極的に児童に声を掛け、担任以外の職員にも相談しやすい土壌を作る。
- ・必要に応じて、保護者に対して関係機関を紹介する。

(4) インターネット使用機器を通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・インターネット使用機器によるトラブル等の予防のために、全校児童に対して情報モラル教育の指導を計画的に行う。
- ・児童への教育相談時には、ネットやゲーム機でのトラブルについても聞き取り、各学年が実態に応じて指導を実施する。
- ・インターネット使用機器を通じて行われるいじめについては、被害拡大を防ぐために、教育委員会や警察等の関係機関との連携を迅速に進める。

(5) 啓発活動

- ・家庭においても、いじめの把握や防止に対する意識を高めてもらう。そのために、学校でのいじめ防止の取組や学校のいじめ状況について、個人情報に留意しつつ、保護者への積極的な働き掛けを行う。
- ・特に、インターネット使用機器を通じて行われるいじめについては、家庭の理解や協力が欠かせないため、保護者へのネット被害についての啓発活動やネットトラブルの事例提供等を

行う。

- ・インターネット使用機器によるトラブル等の予防のために、年1回は高学年の授業参観において、情報モラルの授業を行う。

3. いじめへの対処

- ・いじめを認知したら、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織で対応する。その場合には解決に向けた手順と方針を決定し、共通理解を図るとともに、多方面から情報を収集、整理し、全体像を把握する。
- ・いじめを受けた児童に対しては、心のケアに努める。また、保護者に対して経過や今後の方針を丁寧に説明する。また、必要に応じて、スクールカウンセラー等の活用等も含め、関係機関と速やかに連携し、対応する。(ケース会議)
- ・周囲の児童生徒に対しては、自分たちのこととして問題をとらえ、いじめの傍観者にならず一歩踏み出す勇気もてるようにする。
- ・校内の組織や教職員だけでなく、保護者の理解、協力を得ながら取り組むとともに、関係機関と連携して取り組む。
- ・いじめを受けた児童や保護者に寄り添い、いじめを行った児童への指導を関係機関と連携して適切に行う。
- ・いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはせず、少なくとも次の二つの要件が満たされていることを慎重に見極める。
 - ① 少なくとも3か月はいじめに係る行為が止んでいること
 - ② 被害者が心身の苦痛を感じていないことこれらの要件が満たされていても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。さらに、解消の状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童については、日常的に注意深く観察する。

4. 組織的対応 (別紙「いじめ問題等の組織的対応図」参照)

5. 重大ないじめを受けた児童及び保護者への基本方針

- いじめを受けた児童の心身の安全、安定の確保を最優先に取り組む。
- いじめに係わる事実を徹底的に解明し、対処に当たる。
- いじめを受けた児童はもちろんのこと、いじめを行った児童に対しても、その心情に十分寄り添って、指導・支援する。

6. 重大事態に至った場合の対応

(1) 重大事態について

重大事態とは、児童がいじめを受けたことにより、以下のような事態に至った場合を指す。

- | | |
|--|-----------------|
| ○児童が自殺を図った場合 | ○身体に重大な障害を負った場合 |
| ○金品等に重大な被害を被った場合 | ○精神性の疾患を発生した場合 |
| ○いじめにより児童が相当の期間、欠席することを余儀なくされている疑いが認められたとき | |

※相当な期間は、不登校の定義を踏まえて、年間 30 日を目安とするが、日数だけでなく個々の状況等を十分把握した上で判断する。

いじめを受けて重大事態に至ったという申し立てが児童や保護者からあったときは、その時点で、「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして取り扱う。

不登校重大事態発生時においては、「不登校重大事態に係る調査の指針（平成 28 年 3 月策定）」に基づき、速やかに教育委員会に報告し、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。なお、重大事態の目安である 30 日になる前から、教育委員会に相談しつつ、児童への聴取に着手する。

(2) いじめを受けた児童への対応

重大事態に関わるいじめを受けた児童は、心身ともに大きな傷を負っていることが考えられるから、まず、当該児童の心の安定、身体の安全を確保することに全力で取り組む。その後、心身に負った傷の回復に向けて支援するとともに以前にも増して、安心して学校生活を送ることができるように支援する。

- ①学級担任や養護教諭、スクールカウンセラー等によって、心情を丁寧に傾聴する。
- ②いじめに関わる事実関係を明らかにするために、聴き取りを丁寧に行う。
- ③いじめ解決に向けて当該児童の意向を丁寧に聴き取り、望ましい解決方法を共に検討する。
- ④不安を取り除き心の安定を確保するために、スクールカウンセラーによる心のケアを行う。
- ⑤医療機関への受診が必要と判断される場合には、保護者の了解を得て、医療機関の受診を勧める。また、当該児童の保護者については、重大ないじめを受けた我が子の心身に対する心配や、怒り、不信感等を強く抱いていることが考えられる。このような保護者の心情を察しながら、当該児童の心身の安定に努める。

(3) いじめを受けた児童の保護者への対応

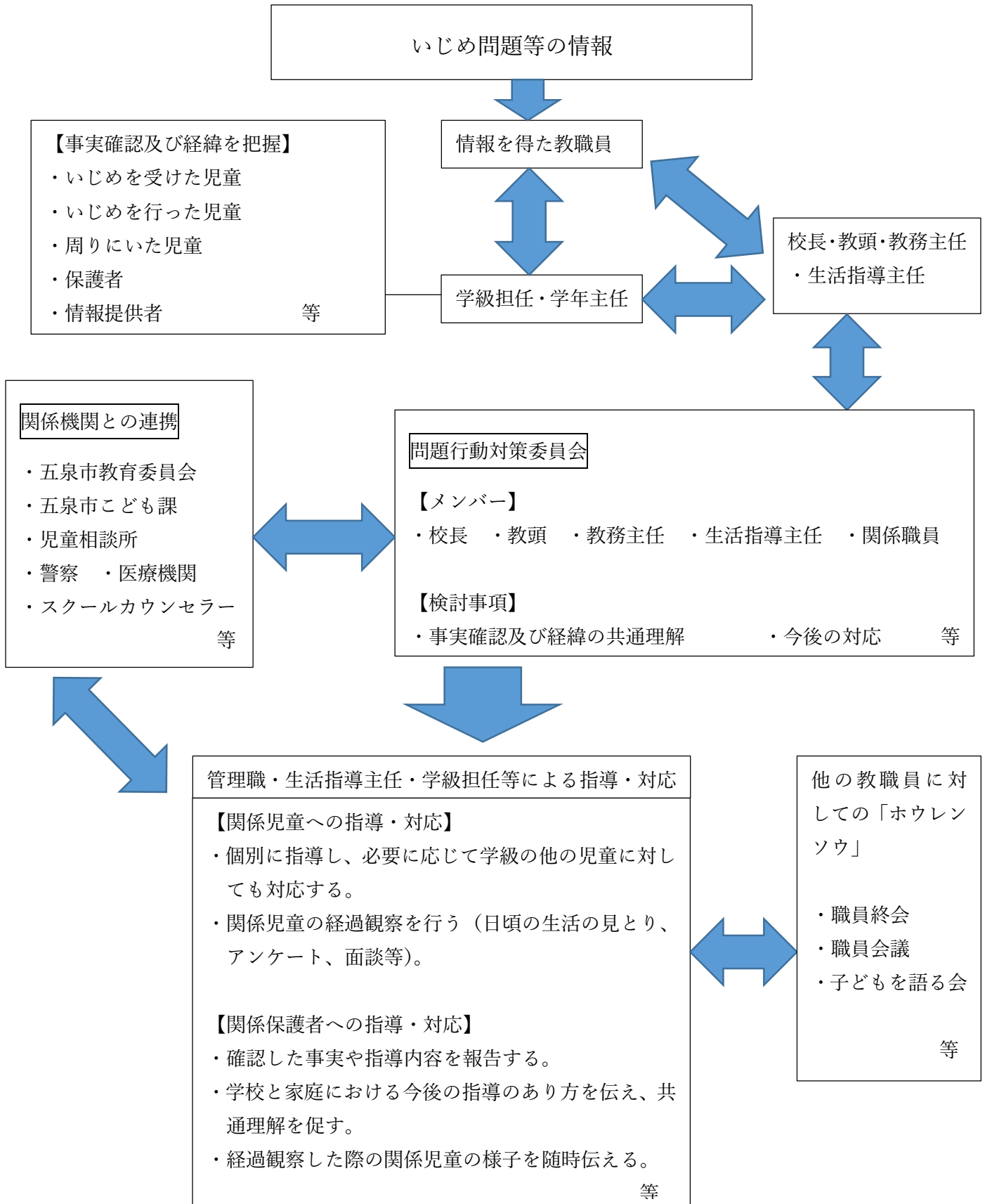
- ① 学校管理下で重大事態が発生した場合は、いじめを起こしてしまったことについて誠実にお詫びをし、対処に向けて最善を尽くすことを伝える。
- ② 当該児童がいじめを受けたことに関わる事実や、児童の心身の状況について丁寧に説明する。
- ③ いじめ解決に向けて、保護者の意向を丁寧に聴き取り、望ましい解決方法を共に検討する。

- ④ 保護者自身が不安を抱いている場合、スクールカウンセラーなどによるカウンセリングを勧める。

(4) いじめを行った児童及び保護者への対応

- ① その行為が決して許されない行為であることを十分認識させ、決して繰り返さないよう指導する。その際、いじめを受けた児童の立場に身を置き、相手の心の痛みを推測させることを通して、自己の行為の重大さを実感させ、再発防止を誓うことができるようにする。
- ② 本人の心からの反省を促すとともに、その後の学校生活への前向きな姿勢を引き出していく。
- ③ 当該児童の保護者に対しては、我が子の行ったいじめに関わる事実を丁寧に伝え、その行為の重大さを認識させる。また、解決に向けた道筋を示し、保護者の協力を求める。
- ④ その後、児童への接し方や保護者としての役割について、適切に指導、助言する。

いじめ問題等の組織的対応図



※ 上記を原則とするが、状況等に応じて臨機応変に対応していく。

令和4年4月改訂